

第9期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給要件確認書

紙申請用

下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 対象施設（店舗）の情報（□は該当するものにチェックを入れてください。）

店 舗 名 称 (店舗名又は屋号)	フリガナ	
	※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。 例：大阪食堂 大手前店	
対 象 店 舗 所 在 地	〒 ー 大阪府	(店舗の直通電話番号：)
ホームページ等の情報	<input type="checkbox"/> 情報あり () ※HPのURLなど、インターネット上の情報で、店舗内の営業実態（内観・飲食スペース等）が確認できるものについてご記入ください。 <input type="checkbox"/> 情報なし ※情報なしの場合は、「店舗の内観写真」と「店舗所在地が記載されている光熱水費の検針票・請求書・領収書のいずれかの写し」等を提出してください。（詳しくは募集要項のP18を確認してください。）	
通常の営業時間	要請がなかった期間において、営業を終了することとしていた時間を選んでください。 <input type="checkbox"/> 午後9時を超える <input type="checkbox"/> 午後8時を超えて、午後9時まで ※感染防止認証ゴールドステッカー普及促進のため、第9期に限った経過措置として、通常の営業終了時間が午後8時を超えて午後9時までである感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗についても、午後9時までに営業を終了すれば対象 ・ 午後8時まで ➡ 【注意】本協力金の対象外となります（申請できません）	
要請期間中の 閉店・開店の有無	<input type="checkbox"/> 期間中に途中閉店又は途中開店していない <input type="checkbox"/> 10月23日までに閉店 閉店日 令和3年10月 日 <input type="checkbox"/> 10月2日以降開店した 開店日 令和3年10月 日 ※10月23日までに閉店した場合又は、10月2日以降に開店した場合、いずれかの日を記入ください。 ※「閉店」とは、翌日から営業実態がなくなることをいいます。 } いずれかに☑ください。	
申 請 者 と 対 象 店 舗 の 関 係	<input type="checkbox"/> 申請者は対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有している。 (管理運営権限を有していない方は、対象外となります。)	
業 態	裏面の【対象施設(店舗)一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。	
	<番号>	「5」・「18」については、具体的な業態をご記入ください。
飲食店・喫茶店の営業許可証の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 対象期間を含んでおり、直近の申請時から変更等がなかった。 <input type="checkbox"/> 直近の申請時から更新等により変更があった。 } ⇒許可証の添付が必要です。 <input type="checkbox"/> 初めて協力金を申請する。	
飲食店・喫茶店の営業所所在地	<input type="checkbox"/> 営業所所在地が特定されている（固定店舗） <input type="checkbox"/> 営業所所在地が1か所に特定されていない（〇〇市内一円の露店・自動車営業許可等） } ⇒許可証の添付が必要です。	
飲食店・喫茶店の営業許可証の名義	<input type="checkbox"/> 申請者と同一である。 <input type="checkbox"/> 申請者と異なる。 (親族や法人名の場合も含む) } ⇒申立書の添付が必要です。	

【対象施設（店舗）一覧表】

対象施設（店舗）	
飲食店 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	1 飲食店
	2 料理店
	3 喫茶店
	4 居酒屋
	5 1～4以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
遊興施設 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている店舗 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外 ※カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。	6 キャバレー
	7 ナイトクラブ
	8 ダンスホール
	9 スナック
	10 バー（接待や遊興を伴うもの）
	11 ダーツバー
	12 パブ
	13 サロン
	14 ホストクラブ
	15 ディスコ
	16 カラオケボックス
	17 カラオケ喫茶
	18 6～17以外のその他遊興施設
結婚式場 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている結婚式場	19 結婚式場

2. 本協力金の支給額等に関する情報（□は該当するものにチェックを入れてください。）

支 給 額 (申 請 額)	以下の①～③のいずれかにチェックを入れ、②・③の場合は支給単価（1日当たりの支給額）を算定シートから転記してください。支給額は支給単価×対象期間（日数：最大24日間）となります。	
	<input type="checkbox"/>	①支給単価（1日当たりの支給額）一律25,000円（定額）
	<input type="checkbox"/>	②売上高方式 ※上限75,000円 支給単価（1日当たりの支給額） <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円
	<input type="checkbox"/>	③売上高減少額方式 ※上限200,000円 支給単価（1日当たりの支給額） <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円
②・③を選択する場合は、参照月（10月）を含む確定申告書や帳簿、算定シートの添付が必須です。		

3. 大阪府が発行する感染防止宣言ステッカー（ブルステッカー）の導入に関する情報

※営業時間短縮協力金（第1期～第8期）のいずれかを受給又は申請中の方は記入不要ですが、新たに番号を取得した場合は再度記入ください。

ステッカー番号	対象店舗に掲示しているステッカーの番号（6ケタ）をご記入ください。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
導入時期	<input type="checkbox"/> ①導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できた。 <input type="checkbox"/> ②導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できなかった。						
やむを得ない理由	②「ステッカー導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できなかった。」を選んだ場合、下記に理由を記載してください。 例) ステッカーを登録するだけでよく、掲示が必要だと認識していなかったため。 ()						

4. 大阪府が発行する感染防止認証ゴールドステッカー認証に関する情報（認証店舗のみ記入）

ステッカー番号	対象店舗に掲示しているステッカーの番号（6ケタ）をご記入ください。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
導入時期	<input type="checkbox"/> ①令和3年10月1日までに認証取得済み。 <input type="checkbox"/> ②令和3年10月2日から令和3年10月24日までに認証を取得。						

次ページつづく

5. 要請を遵守した内容（該当する口にチェックを入れてください。）

(1) 感染拡大予防ガイドラインについて

対象期間中、全てにおいてガイドラインを遵守した。

(2) 要請遵守の確認について

対象期間中、以下の要請内容を確認し、遵守した（一部休業した場合を含む）。

対象期間中、全て休業した。

【要請内容】

	A. 感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）導入店舗	B. 感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗
営業時間	通常、午後8時を超えて営業する店舗が、午後8時までに営業を短縮（休業を含む）。	通常、午後9時を超えて営業する店舗が、午後9時までに営業を短縮（休業を含む）。 なお、感染防止認証ゴールドステッカー普及促進のため、第9期に限った経過措置として、通常の営業終了時間が午後8時を超え午後9時までである店舗についても、午後9時までに営業を終了すれば対象。
酒類の提供 （利用者による店内持込みを含む）	自粛	午前11時から午後8時半まで
人数制限	同一グループ・同一テーブル原則4人以内（同居家族の場合は除く。）	
カラオケ設備の利用	自粛	

※要請期間中に、感染防止認証ゴールドステッカーの認証を取得した店舗については、取得前はAの、取得後はBの要請内容を遵守すること。